

福島県中小企業等グループ補助金  
(令和3年福島県沖地震)

# 補助事業実施の手引き

令和3年3月23日

<第1版>

福島県商工労働部経営金融課

# 留意事項

## 1 この補助金は、「令和3年福島県沖地震」からの復旧を目的とする事業です。

この事業は、**令和3年福島県沖地震**からの復旧が目的ですので、原則として令和3年福島県沖地震前に所有していた施設・設備のうち、交付決定を受けた補助事業計画書に記載のある施設・設備が補助の対象となります。

## 2 復旧を超える整備は、原則として補助対象外となります。

**令和3年福島県沖地震**発生前に所有していた施設や設備よりも過剰（性能・数量）な整備は、復旧ではないことから、新たな整備と見なされ、補助の対象となりません。  
新分野事業の認定を受けた時は、この限りではありません。

## 3 補助事業に係る経理事務は、適正な執行が必要です。

補助事業に係る経理事務にあたっては、不正または虚偽による補助金の受給や、報告書等への虚偽の記載など、絶対に行わないでください。

補助金の受給後であっても、不正受給や虚偽報告等が認められる場合は、補助金の返還や、更に厳しい対応や処分を行うことがあります。

# 目 次

<b>1</b>	<b>補助金交付申請手続について</b>	<b>1</b>
	(1) 補助対象者	1
	(2) 補助金額	1
	(3) 補助の対象となる経費	2
	(4) 補助金交付申請の要件について	3
	(5) 書類の提出方法	4
	(6) 提出書類	4
	(7) 提出部数	4
	(8) 提出期限	4
	(9) 提出先（郵送先及び問い合わせ先）	4
	(10) スケジュール	4
<b>2</b>	<b>実績報告の手続きについて</b>	<b>5</b>
	(1) 提出書類について	5
	(2) 補助金のお支払について	5
	(3) 消費税等の取扱い	5
	(4) 補助事業者から工事業者等への支払方法	5
	(5) 補助金専用元帳の作成について	5
	(6) 自社施工や関連会社への事業発注について	5
	(7) 保険・共済の加入	6
	(8) 完了確認検査	6
	(9) 事業の変更手続き	6
	(10) 財産の処分	6

# 1 補助金交付申請手続について

## (1) 補助対象者

### ① 中小企業者

中小企業支援法第2条第1項に規定する会社及び個人のほか、商工会法に基づく商工会・都道府県商工会連合会、商工会議所法に基づく商工会議所及び中小企業等協同組合法に基づく都道府県中小企業団体中央会

### ② 中堅企業

中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円未満の事業者

### ③ 大企業※

中小企業者以外の事業者で、資本金又は出資金が10億円以上の事業者

### ④ みなし大企業※（みなし中堅企業）

以下のいずれかに該当する企業

ア 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中堅企業）が所有している中小企業者

イ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業（中堅企業）が所有している中小企業者

ウ 大企業（中堅企業）の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者

※大企業及びみなし大企業は中小企業者又は中堅企業が事業活動を行う上で被災前に必要な施設・設備を貸付けしていた場合のみ対象となります。

## (2) 補助金額

### ① 補助上限額：15億円

### ② 補助率

区分		補助率	補助上限額
ア	中小企業者 ※みなし大企業・みなし中堅企業を除く	「(3) 補助の対象となる経費」の3/4以内	1事業者あたり 15億円
イ	中堅企業及びみなし中堅企業 ※みなし大企業を除く	「(3) 補助の対象となる経費」の1/2以内	
ウ	大企業及びみなし大企業で、イ又はウが事業活動を行う上で被災前に必要な施設・設備を貸付けしていた事業者		

※ 上記「区分」の補助対象者が特定被災事業者に該当する場合、5億円を上限に定額補助とすることができる。

補助金額が5億円を超える場合、超えた分の補助率は、中小企業者は3/4以内、中小企業者以外は1/2以内とする。

※ なお、次のいずれかに該当する中小企業者は、「中堅企業」の補助率を適用します。

- ・ 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者
- ・ 交付申請時において、確定している（申告済み）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

特定被災事業者とは以下の要件を全て満たす事業者

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 東日本大震災により被害を受けた以下のいずれかに該当する者であって、国等による東日本大震災からの復旧・復興に向けて実施した支援を活用した事業者
  - ・ 直接被害：地震・津波により、施設・設備に直接被害を受けた事業者
  - ・ 間接被害：直接被害を受けた事業者と取引関係があり、又は風評被害等により業況が悪化した事業者
  - ・ 福島県原子力被災12市町村において事業を再開し、又は県内の他の地域に避難して事業を再開した事業者
- ③ 復興途上にある事業者：売上高が東日本大震災以降20%以上減少（※）している事業者  
（※）「東日本大震災前」と「福島県沖地震被災前」との比較）
- ④ 交付申請時において、東日本大震災からの復旧・復興に向けた事業活動に係る債務を抱えている事業者
- ⑤ 福島県沖地震により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする事業者

### (3) 補助の対象となる経費

#### 【補助対象経費】

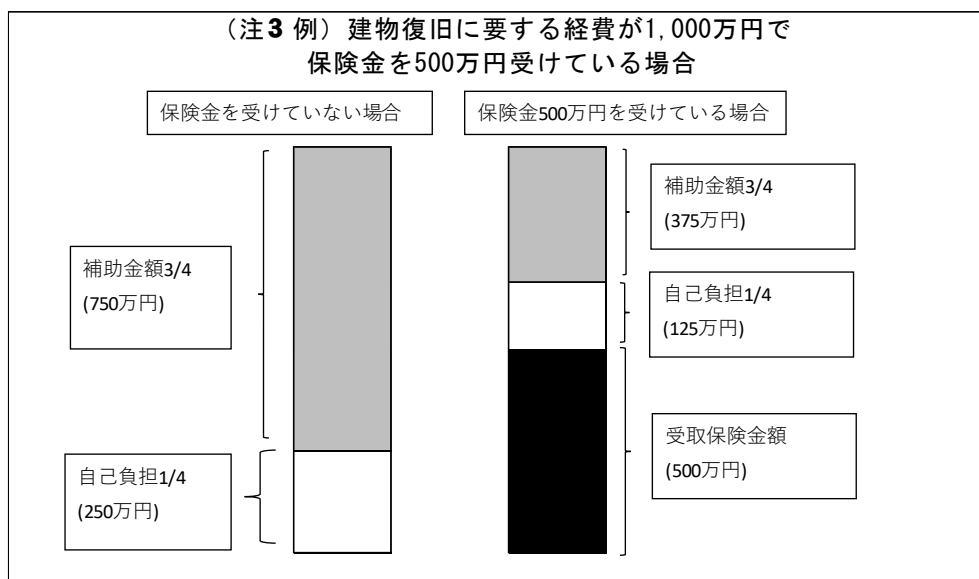
区 分		内 容
施 設 (登記するもの)		事務所，倉庫，生産施設，加工施設，販売施設，検査施設，共同作業場，原材料置場，その他本補助事業の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設
設 備 (資産計上するもの)		復興事業に係る事業の用に供する設備であって，中小企業等グループ又はその構成員の資産として計上するもの
新分野事業のみ	宿舍整備のための事業	宿舍及び備え付けの設備に係る費用（新分野事業に資する場合に限るものであり，既存の宿舍の復旧については認められません。）
商店街型のみ	商業機能の復旧促進のための事業	共同店舗の設置費，共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース，駐車場，アーケード，街路灯，防犯カメラ，路面舗装の整備費（商店街型のみ）

注1) 上記の施設及び設備の復旧又は整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費には、資材・工事費，設備の調達や移転設置費（現地再建に限る。），施設や設備を復旧するための付随経費としての取壊し・撤去費，整地・排土費を含む。

注2) 修繕により被災前の機能が回復される場合は，修繕が原則です。この場合，施設の建替，設備の入替は認められません（建替は原則として市町村が発行する罹災証明書で全壊又は大規模半壊の判定が必要です。）。

ただし，見積比較により，修繕に要する費用よりも施設の建替，設備の入替に要する費用が安価な場合は建替（入替）ができます。この場合，建替費用（入替費用）に補助率を乗じた金額が補助金額となります。加えて，施設の建替の場合は「修繕費用よりも建替費用が安価となる合理的な理由を建築士等が説明した書類（任意様式）」，設備の入替の場合は「専門業者による修繕（修理）より入替が安価である理由書（任意様式）」の提出が必要です。

注3) 保険の対象となっている施設・設備も補助対象となりますが、当該施設・設備の復旧等に要する経費から受取保険金額を控除した額が補助対象経費となります。



#### 【汎用性の高い設備】

事業用以外で利用できる汎用性の高い設備は原則として補助対象外ですが、パソコンやルームエアコンのような電子機器などについて、被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたことなどが証明できれば、補助対象となることがあります。

また、車両については、被災前に所有していたこと、業務用のみに用いられていること及び車体に会社名が記載されていることなど外形的に業務上用いられていることが明確なものは、補助対象となることがありますので、個別に御相談ください。

#### 【補助の対象とならない経費】

以下の経費は原則として、補助対象外となります。

- (1) 令和3年福島県沖地震による災害に起因する被害ではないもの
- (2) 復興事業計画の目的に合致しないもの
- (3) 他の目的に転用される可能性が高いもの（寮や休憩所といった福利厚生関係施設、机、椅子、書庫などの事務用品）
- (4) 制度上対象外のもの（各種税、行政手続き費用、保険料、保守費用、住居等事業用途以外の施設・設備、販売目的の機械設備、貯蔵品、賃貸目的の施設や設備、人件費、在庫又は商品、原材料等）
- (5) 償却資産として資産計上されない設備（カウンター、テーブル、椅子等の備品、陳列棚、食器棚等の什器）

※賃貸（リース）物件については、原則として対象外ですが、当該物件が被災時の使用者の事業継続に必要不可欠とされる場合には対象とすることができます。ただし、被災前の契約内容から変更する場合、補助対象外となる場合など、各種要件がございますので個別にお問い合わせください。

#### (4) 補助金交付申請の要件について

本補助金では以下の場合に交付申請ができません。

- 福島県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等である場合
- 県税に未納がある場合

○特定の風俗営業事業者である場合

- ・「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)」第2条第1項の風俗営業  
ただし、同項第1号の一部(料理店)及び第5号(ゲームセンター)は除く
- ・同法第2条第5項の性風俗関連特殊営業

なお、補助金の交付決定を受けるためには、福島県から復興事業計画の認定を受ける必要がありますので御注意ください。

#### (5)書類の提出方法

持参又は郵送

#### (6)提出書類

※別紙「交付申請チェックリスト」参照

#### (7)提出部数

1部

#### (8)提出期限

提出締切等の予定については、「(10)全体スケジュール」を御確認ください。

#### (9)提出先(郵送先及び問い合わせ先)

○ 郵送先

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2-16 西庁舎8階

福島県商工労働部経営金融課(グループ補助金 令和3年福島県沖地震 担当)

○ お問い合わせ先

024-521-8406

#### (10)全体スケジュール

復興事業計画 認定申請書 提出締切	第1回 令和3年5月7日(金) ※ 第2回以降については、随時決定
補助金交付申請書 提出締切	第1回 令和3年5月7日(金) ※ 第2回以降については、随時決定

※ 復興事業計画の認定申請と補助金の交付申請は同時に行うことができますが、復興事業計画が認定されない場合、補助金の交付決定は行いませんので御注意ください。

### 3 実績報告の手続きについて

#### (1) 提出書類について

※別紙「実績報告チェックリスト」を参照。

#### (2) 補助金のお支払について

県から事業者様へ補助金をお支払いするのは後払いとなります。

したがって、各補助事業者からの発注業者等への支払いの際は、一旦各補助事業者が支払い全額を負担することとなりますので、御注意ください。

#### (3) 消費税等の取扱い

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)について、この補助金では、消費税等分は補助対象経費として認められません。

#### (4) 補助事業者から工事業者等への支払方法

補助事業の実施に当たっては、原則として、専用の通帳を作成いただき、その口座からのお振り込み等でお支払いください。補助金交付決定を受けた後、速やかに本補助事業で使用する専用の通帳を1冊作成し、支出は全てその通帳から、振込み、又は、引落としで支出されますようお願いいたします。

また、やむを得ず現金での支払いとなる場合でも、支払内容、支払額を明らかにし、必要額をその通帳から引き出して支出されますようお願いいたします。

※ 小切手・手形での支払いの場合には、回し手形(裏書譲渡された手形)の使用はできませんので、御注意ください。また、小切手・手形での支払いの場合には、必ず、事業期間内に振出・支払いがされる小切手・手形としていただきますようお願いいたします。

※ 振込にて入金をする場合において、請求書の金額から振込手数料を差し引いて支払った場合、振込手数料の税抜分を補助対象経費から差し引くこととなりますのでご注意ください。

#### (5) 補助金専用元帳の作成について

補助金専用の元帳や通帳については、補助事業により取得した施設・設備の会計管理を他の資産と区別するためにできる限り作成をお願いいたします。

ただし、補助金専用の元帳や通帳を作成していない場合においても、補助金の対象となっている施設・設備の支払状況が確認できる元帳、通帳の写しを準備していれば結構です。

#### (6) 自社施工の事業発注について

補助事業を自社で行う場合は、自社の利益等にあたる費用について補助対象にはできません。手数料や工賃、人件費等について対象から除外し、材料や設備そのものの費用のみが補助対象となります。



## (7) 保険・共済の加入

グループ補助金を利用する事業者には、補助対象の施設・設備について「自然災害(風水害を含む)による損害を補償する保険・共済」に加入してもらいます。

保険・共済への加入は施設・設備整備後、実績報告時に契約書や保険証書で確認します。

補助対象物の付保割合は以下のとおりです。

- ① 小規模企業者(製造業その他の業種で従業員数20人以下、商業・サービス業で従業員数5人以下):  
保険又は共済加入に替わる取組を実施。
- ② 中小企業者等:30%以上(必須)
- ③ 中小企業者以外の事業者:40%以上(必須)

※付保割合とは、施設、設備の評価額に対する補償上限額の割合です。

施設・設備数に対する割合ではありません。

※保険・共済は、補助金で整備したものと同等のものを新たに建築あるいは購入するのに必要な金額に対して加入していただきます。

## (8) 完了確認検査

完了確認検査は、提出された書類の写しと復旧事業の実施状況や経理の関係書類の原本を現地で確認します。

## (9) 事業の変更手続き

補助事業の実施に当たり、事業内容を変更する場合には、事前に県知事の承認が必要です。

各補助事業者は、補助事業の内容や経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ変更の申請を行い、県知事の承認を事前に受けなければなりません。詳細については個別にお問い合わせください。

## (10) 財産の処分

この補助事業で取得した施設や設備、あるいは効用の増加した資産を処分(取り壊し、廃棄、転用、貸し付け、譲渡、交換、担保に供する処分)する際には、事前に県知事の承認が必要となりますので、処分を行う前に必ず県の担当者まで御連絡の上、御確認をお願いします。

なお、事業実施年度以降に財産を処分する場合でも、県知事の承認を受けた後に処分となります。

- 承認を受けた財産処分であっても、収入を得た場合には、その収入に相当する額の全部又は一部を県に返還する必要があります。
- 補助事業実施に必要な資金調達をする際に、その財産を担保に供する場合も事前の財産処分承認を受ける必要がありますので、必ず県の担当者に御相談ください。
- 手続の対象は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の施設や設備です。